

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第35回)
(平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について)

関係事業者ヒアリング概要

1. ヒアリング対象事業者

- ・東日本電信電話株式会社
- ・西日本電信電話株式会社
- ・KDDI株式会社
- ・ソフトバンク株式会社

2. ヒアリングの方法

各関係事業者から事前に提出いただいた追加質問に対する回答について、次の検討事項に沿って事務局よりまとめて説明。

(1) 次々期適用期間以降に向けたLRICモデルの見直し事項等について

質問2-2への回答

(2) 平成31年度以降の接続料の算定方法(LRIC方式の適用等)について

上記以外の質問への回答

3. ヒアリング項目

(委員からの追加質問)

<NTT 東日本・西日本向け>

質問1-1 電気通信事業法第33条第5項の規定によれば、LRIC方式による接続料原価の算定において「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術」の利用は、「新たに構成するもの」を想定しており、現実の第一種指定電気通信設備を前提としていない。そうであれば、次期適用期間がPSTNのIP接続開始前であって「複数の接続形態が並存し得る期間」ではない※ことを理由に改良IPモデルの採用可能性を否定することはできないように思われるが、そもそも改良IPモデルが採用できないとする理由は何か。 ※第34回委員会における回答より。

質問1-2 改良IPモデルのデメリットとして、PSTNのGC接続料とIC接続料を同額とする場合に「現にGC接続している事業者にIC接続への切り替えを促し、不必要な工事稼働等の非効率性を助長する可能性※を挙げているが、例えば、案3(改良PSTNモデルと改良IPモデルを組み合わせ適用)に関して他事業者から提案のあった、PSTNの接続機能毎に改良PSTNモデルと改良IPモデルを加重(加重値は年度毎に決定)した値をPSTN接続料として適用する案では、そのような「可能性」は想定しにくいのではないか。 ※第34回委員会における回答より。

質問1-3 「固定電話の二者間・直接接続における通話料と接続料」について「発信・着信のトラヒックが均衡している場合には、接続料は事業者間で相殺されるため、ユーザ通話料収支は相手方

の接続料水準によらず、各事業者の網コスト次第」とあるところ※、NTT東日本・西日本固定網と他事業者固定網との接続において、実際に「接続料は事業者間で相殺」されている例があるのか。

※第33回委員会における回答より。

質問1-4 質問1-3に関して、マイラインや着信課金サービスに係るトラヒックについて、接続料の設定はどうあるべきというご意見か。

質問1-5 「PSTNのマイグレーションに関する概括的展望について」（2010年11月、NTT東日本・西日本公表）において「IP系サービスへの需要のシフト及びPSTN交換機の寿命等を勘案し、概ね10年後の2020年頃から、PSTNからIP網へのマイグレーションを開始し、2025年頃に完了を想定」とあるところ、「PSTN交換機の寿命」が到来する2025年まで移行完了ができないとした理由は何か。

<KDDI、ソフトバンク向け>

質問2-1 案2（改良PSTNモデルのみを適用）について、具体的にどのような理由から、3分8円程度の電話サービスの維持が困難※となるか。 ※第34回委員会における回答より。

質問2-2 メタルIP電話の接続料をLRIC方式により算定するとした場合、IP網への移行後の事業者間接続を想定すると、第8次LRICモデルについて今後どのような見直しが必要と考えられるか。その他の関連事項（NTSコストの扱い、東西別接続料への見直し等）とあわせてお示しいただきたい。

<全事業者向け>

質問3 主要国の動向※を踏まえ、平成31年度以降のPSTN接続料についてどうあるべきと考えるか。 ※第34回委員会資料9より。

(以上)